

平成23年11月9日

西部障害者自立支援協議会
加入団体・加入組織 各位

西部障害者自立支援協議会
会長 中島哲朗

自立支援協議会に寄せられたご意見に対する検討・照会結果について

10月28日開催の支援センター連絡会において、一日で複数の短期入所事業所を利用する際の報酬算定の方法に関して課題が出されました。

県障がい福祉課を通じて、厚生労働省に問い合わせた結果については、以下のとおりです。

【課題1】	短期入所の報酬算定について
例えば、2週間連続で短期入所を利用する方を、A事業所だけでは2週間連続の利用を受けられないことから、期間の途中でB事業所に移らなければならない場合、A事業所からB事業所への移動日(同一日)について、A事業所、B事業所双方に報酬を算定することは可能か。	

【回答1】
課題の事例のように、短期入所が必要な期間において、A事業所だけでは利用を受けられず、期間の途中でB事業所に移らなければならない場合は、真にやむを得ないこととして、A事業所からB事業所に移動する日は双方に報酬を算定することが可能である。 ただし、同一敷地内、または近接し、相互に職員の兼務等が行われる事業所へ移る場合を除く。 なお、算定する場合の報酬区分は、どちらの事業所とも「短期入所サービス費()(児の場合は())」を算定すること。